

令和3年度 (一社) 山梨県建設業協会との意見交換会 回答 (1 / 2)

項 目	回 答
1. 公共事業予算の確保について	<p>①国の補正予算の早期編成による公共事業費の確保と山梨県への十分な配分をお願いしたい。</p> <p>②令和4年度当初予算については、補正予算に依存しなくてもよいように、対前年度比で大幅に増額した予算の確保をしていただきたい。</p> <p>本年8月末に国土交通省の2022年度(令和4年度)予算の概算要求が公表され、公共事業関係費として、6兆2,492億円(対前年度比1.19)を要求しております。</p> <p>なお、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の推進に係る所要の経費については、「事項要求」を行い予算編成の過程において検討することとなっております。</p> <p>また、中長期的な見通しの下、必要かつ十分な公共事業予算の安定的・持続的な確保を図り、公共事業を効率的かつ円滑に実施できるよう努めてまいります。</p> <p>施工時期の平準化や適正価格・工期での契約、地域企業の活用に配慮した適正な規模での発注等を推進して、引き続き、生産性の向上や働き方改革に取り組んでまいります。</p> <p>③中部横断自動車道・長坂～八千穂間の整備計画区間への早期格上げ、及び新山梨環状道路・北部区間 石和町広瀬-甲府市桜井町間(2km)の早期工事着工及び、甲府市桜井町～甲斐市牛区間の早期事業化また、山梨県が整備を進めている新山梨環状道路・東部区間を早期に完成させるために必要な予算を確保していただきたい。</p> <p>長坂～八千穂間については令和元年8月に環境影響評価方法書を公表し、山梨県及び長野県において、都市計画及び環境影響評価の手続きを進めているところです。</p> <p>国土交通省としては、中部横断自動車道のミッシングリンクの解消に向け、引き続き関係自治体と連携し、事業の必要性に対する地域の理解が得られるよう取り組むと共に、両県が行うこれら手続きが円滑に進むよう、必要な協力を行ってまいります。</p> <p>新山梨環状道路の北部区間については、広瀬から桜井の区間及び牛谷から宇津谷の区間の事業を進めており、桜井地区等における令和4年度の用地買収着手に向け、必要な道路設計を実施しているところです。</p> <p>関東地方整備局としても、防災・減災、老朽化対策をはじめとする新山梨環状道路・東部区間を含めた諸課題にしっかりと対応できるよう、必要な予算を確保するよう努めてまいります。</p>
2. 治水の安全性向上のための事業の推進について	<p>■堤防補強対策の促進について早期の実施をお願いいたします。</p> <p>富士川水系の治水対策については、直轄区間では(H18に策定された)富士川河川整備計画に基づき、昭和57年洪水等、戦後最大規模の洪水を目標に、上下流バランス等を考慮しながら進めてきており、現在は富士川中流部の堤防整備や出水により河岸が侵食された箇所における護岸整備を順次実施しております。</p> <p>一方、気候変動等により、頻発・激甚化する水災害に対しては、施設では防ぎ切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備えるため、ハード、ソフト対策一体となった減災の取組を国・県・市町と協働して実施していく「富士川水系流域治水プロジェクト」を令和3年3月に公表したところです。</p> <p>また、気候変動による降雨量の増加などを考慮した治水計画の見直しに関する全国の動向を踏まえ、富士川水系においても令和2年10月に「富士川水系河川整備計画フォローアップ委員会」を設立し、気候変動の影響を反映した治水計画の見直しに向けた検討を進めてまいります。</p> <p>今後とも、水害から国民の生命財産を守るため、最近の激甚化する降雨の状況、施設の健全度等の維持管理を踏まえながら、県とも連携し、防災・減災対策に取り組んでまいります。</p>

令和3年度 (一社) 山梨県建設業協会との意見交換会 回答 (2 / 2)

項 目	回 答
<p>3. 概略発注における着工までの期間の工期付加について</p>	<p>■概算発注時において、工事着工までの期間をあらかじめ全体工期に反映していただきたく、着工までの工期を付加して発注いただきますよう要望いたします。</p> <p>令和元年6月14日に施行された公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正に伴い、発注者の責務として公共工事の品質確保を図るため、休日や準備期間等を考慮した適正な工期を設定することが定められるとともに、働き方改革の観点からも重要な施策として認識しております。</p> <p>適正な工期を確保するため、工事発注時に工事工程表の開示の試行を原則全ての土木工事、機械設備工事、電気通信設備工事を対象に実施するとともに、本官工事及び当初予定価格3億円以上の分任官工事を対象に、設計・発注条件と現場条件の不一致を防止し、円滑な工事施工体制の確保を目的とした条件明示チェックリストの開示の試行に取り組んでおります。</p> <p>また、工事着工前には「設計審査会」において、工事工程のクリティカルパスの共有や条件明示のすり合わせを受発注者間で実施するとともに、作成書類の役割分担の明確化を図ることとしております。</p> <p>工事工程のクリティカルパスに変更が生じた場合には、設計審査会において工期延伸の審査を行い、適正な工事工程の確保に努めてまいります。</p>
<p>4. 工事関係書類のスリム化について</p>	<p>■今後は、現場での長時間労働是正のためにも、受発注者相互が互いに効率化できるよう、本運用に際しては、出先事務所に対するご指導等周知と徹底をお願いするとともに、地方自治体等に対しても、本マニュアルの導入及び積極的な取り組みの推進についてお願いいたします。</p> <p>関東地方整備局では、書類作成の負担軽減の取り組みとして、「土木工事電子書類作成マニュアル」及び「土木工事電子書類スリム化ガイド」について、貴協会をはじめとする関係機関にも意見照会の上、令和3年9月(17日)に改定を行いました。</p> <p>今回の改定では、「受発注者間での作成書類の役割分担の明確化」を主要なテーマとしており、併せて書類の電子化、遠隔臨場やWEB会議の活用等の追加や、名称に「電子」という言葉の追加も行っています。これまでの「設計変更審査会」を「設計審査会」へ名称と運用を改定し、現場着手前の設計審査会で「協議資料作成等の受発注者間の役割分担」を明確にすることとしており、「作成書類の役割分担の明確化」を徹底してまいります。</p> <p>改定したマニュアルやスリム化ガイドについては、ホームページへ掲載するとともに、貴協会をはじめとする関係機関や関東地方整備局の監督職員、検査職員、発注担当職員等に対して周知徹底に取り組んでおります。</p> <p>なお、山梨県を含む1都8県5政令市にも情報提供し、周知を図っております。</p> <p>引き続き、貴協会のご意見も伺いながら工事書類の更なる簡素化に取り組んで参りますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>5. 週休二日制度を無理なく達成できる工期設定について</p>	<p>■受注後の天候不順や災害発生又は、資材納入期間の延伸等、受注者の責によらない事項により工期に遅延の影響が発生するときは、「直轄土木工事における適正な工期設定指針」等の確実な運用により工期設定に柔軟な対応をいただくとともに、週休二日が無理なく達成できるよう余裕のある工期設定にご配慮いただきますようお願いいたします。</p> <p>関東地方整備局では、令和3年度から原則全ての工事を対象に「現場閉所による週休2日制適用工事」または「週休2日交替制モデル工事」の発注者指定方式による発注としております。</p> <p>週休二日の実現に向けた環境整備として、現場閉所の状況に応じた労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費の補正係数を設定しており、令和2年度に共通仮設費と現場管理費の補正率を引き上げ、令和3年度は引き続き継続しております。</p> <p>さらに適正な工期を確保するため、工事発注時に工事工程表の開示の試行を原則全ての土木工事、機械設備工事、電気通信設備工事を対象に実施するとともに、本官工事及び当初予定価格3億円以上の分任官工事を対象に、設計・発注条件と現場条件の不一致を防止し、円滑な工事施工体制の確保を目的とした条件明示チェックリストの開示の試行に取り組んでおります。</p> <p>また、工事着工前には「設計審査会」において、工事工程のクリティカルパスの共有や条件明示のすり合わせを受発注者間で実施するとともに、作成書類の役割分担の明確化を図ることとしています。</p> <p>なお、工事工程のクリティカルパスに変更が生じた場合には、設計審査会において工期延伸の審査を行い、適正な工事工程の確保に努めてまいります。</p>